

津山市歴史的風致維持向上計画 第2期



令和5年3月
津山市

目次

序章 計画策定の目的

| | |
|---------------|---|
| 1. 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 2. 計画期間 | 4 |
| 3. 計画の策定体制 | 4 |
| 4. 計画策定の経緯 | 6 |

第1章 津山市の歴史的風致形成の背景

| | |
|--------------|----|
| 1. 自然的環境 | 8 |
| 2. 社会的環境 | 11 |
| 3. 歴史的環境 | 19 |
| 4. 文化財等の分布状況 | 33 |

第2章 津山市の維持向上すべき歴史的風致

| | |
|-------------------|-----|
| I. 歴史的風致の考え方 | 52 |
| II. 津山城下町の概要 | 55 |
| III. 津山の歴史的風致 | |
| 1. 津山まつりに見る歴史的風致 | 58 |
| 2. 寺社群に見る歴史的風致 | 81 |
| 3. 城下町と往来に見る歴史的風致 | 97 |
| 4. 河川に見る歴史的風致 | 109 |
| 5. 鉄道に見る歴史的風致 | 120 |

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. 津山の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 | 128 |
| 2. 既存計画との関連性 | 132 |
| 3. 津山の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 | 141 |
| 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制 | 143 |

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布 1 4 5
2. 重点区域の位置 1 4 8
3. 重点区域の区域・名称・面積 1 5 2
4. 重点区域の指定の効果 1 5 7
5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 . . . 1 5 8

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 津山市全域に関する事項 1 6 4
2. 重点区域に関する事項 1 7 1

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等についての方針 . . . 1 8 4
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業 . . . 1 8 4

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 2 1 3
2. 歴史的風致形成建造物及び指定候補一覧 2 1 5

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

. . . 2 2 0

資料編

1. 津山市内の国指定文化財一覧 2 2 3
2. 津山市内の登録文化財、重要伝統的建造物群保存地区一覧 . . . 2 2 3
3. 津山市内の県指定文化財一覧 2 2 4
4. 津山市内の市指定文化財一覧 2 2 5

序章

計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

平成20年5月「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が制定された。

歴史まちづくり法は、『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境』を『歴史的風致』と定義し、市町村による歴史的風致維持向上計画の策定（国の認定）やその他の措置により、地域の歴史的風致の維持及び向上を図り、個性豊かな地域社会の実現や、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

そこで、本市では、同法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、「津山市歴史的風致維持向上計画」（計画期間：平成21年度～30年度）を作成し、計画に基づいた歴史的風致の維持向上に関する事業に取り組み、これまで維持されてきた津山固有の歴史的文化や風情、たたずまいを維持し、さらに向上させてきた。

江戸時代後期から明治初期にかけて、津山藩は宇田川・箕作^{うだがわ みつくり}という優れた洋学者を輩出し、わが国の近代化に大きな役割を果たした。城東地区には国指定文化財の箕作阮甫^{みつくりげんぼ}の旧宅など数多くの伝統的な町並みが出雲往来沿いに残っている。

そうした伝統的な町並みを保存・整備するとともに、無電柱化や道路の高質化によって良好な景観形成を図ってきた。こうした取り組みの成果により、平成25年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。

しかし、中心市街地における町並みは、高齢化や中心市街地の空洞化の進行が続いており、津山の歴史的風致に大きな影響を与えている。

本市のまちづくりを進める上で、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図ることで、歴史的な町並みや伝統文化が継承されるとともに、定住人口の増加や地域活性化につながっていくため、「津山市歴史的風致維持向上計画」の第二期計画を策定し引き続き事業を推進する。

第1期計画の取組み

- 史跡津山城跡保存整備事業
- 歴史的建造物の保存整備・修理事業
- 景観計画の策定と実施
- 洋学資料館周辺、城東地区無電柱化事業
- 案内板等設置事業

成 果

- 拠点施設整備や案内板等設置による観光客の回遊性向上
- 重要伝統的建造物群保存地区の修理・修景の補助を実施したことで修理・修景の件数が増加した
- 景観計画に基づく景観基準によって色彩、形状に統一感のある景観形成が図られた
- 無電柱化や道路高質化により良好な景観形成が図られ観光施設入館者数の増加につながった

課 題

- 歴史的建造物の維持
- 歴史的町並みの減少
- 伝統文化等の担い手不足
- 景観障害物の除去

第二期計画の策定

2. 計画期間

本計画は平成31年（2019）年度から令和10年（2028）年度までの10ヵ年とする。

3. 計画の策定体制

計画策定体制として、各事業担当部及び調査部門が連携する庁内の横断的な組織（計画策定チーム）を形成した。横断的な組織は、市長部局のみらいビジョン戦略室、観光振興課、都市計画課、歴史まちづくり推進室及び教育委員会部局の文化課で構成した。

計画策定チームの検討内容結果は、学識経験者、有識者、岡山県、岡山県教育委員会、市及び市教委で構成される「歴史的風致維持向上計画協議会」に諮り協議した。同協議会の開催は文化庁、国土交通省等の関係機関の指導・助言を得て行った。

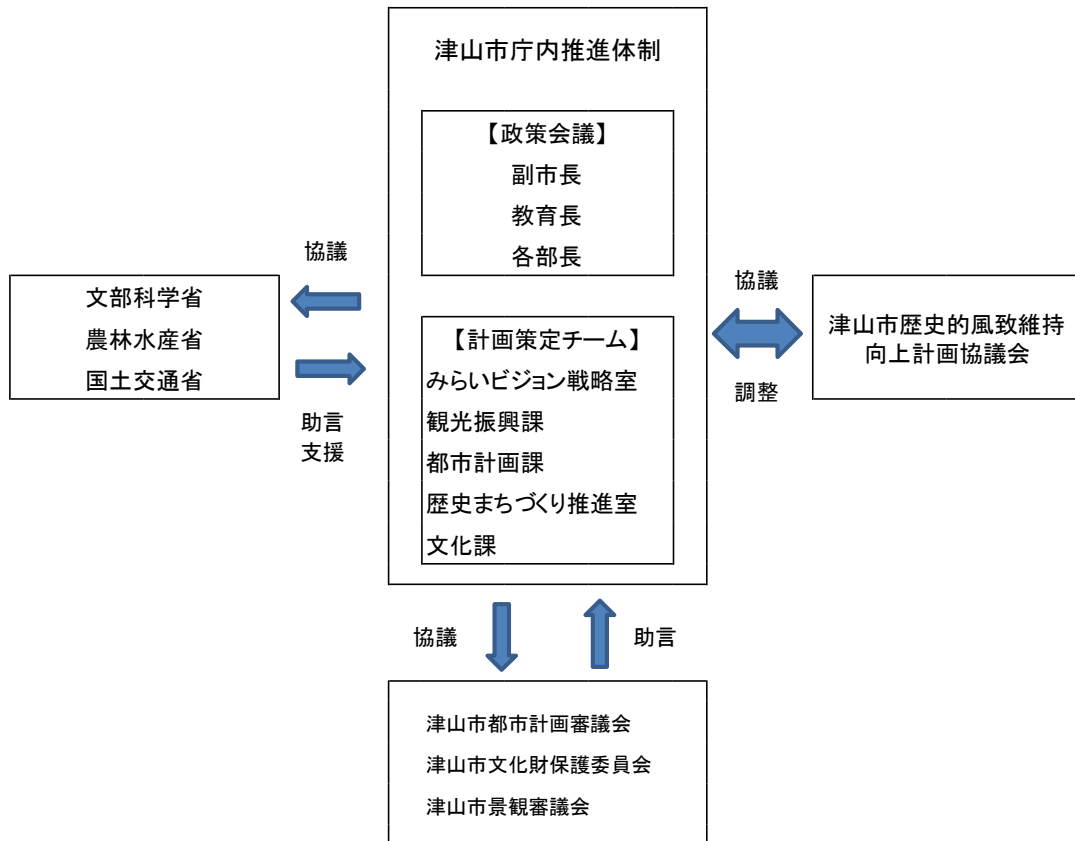
計画の実施推進体制についても、計画策定体制で構成した横断的な組織（計画策定チーム）が中心となる。

計画の追加、修正等の際には、同協議会の意見を求めながら行う。

【津山市歴史的風致維持向上計画協議会 名簿】 (敬称略)

| | 団体・役職 | |
|-----|--------------------|------------------|
| 委員 | 山陽学園大学教授 | 澁谷 俊彦 |
| | 城東まちづくり協議会 | 後藤 福宏 高田 輝貴 |
| | 城西まちづくり協議会 | 廣本 慎太郎 武田 富美子 |
| | 岡山県土木部都市局都市計画課 | 岡山県 |
| | 岡山県教育委員会文化財課 | 岡山県教育委員会 |
| 幹事 | 津山市観光文化部観光振興課長 | 津山市 |
| | 津山市都市建設部都市計画課長 | 〃 |
| | 津山市観光文化部文化課長 | 〃 |
| 事務局 | 津山市観光文化部歴史まちづくり推進室 | 津山市 |

【津山市庁内推進体制】



4. 計画策定の経緯

| | |
|--|--|
| 平成 21 年 7 月 22 日 | 「津山市歴史的風致維持向上計画」(第一期)の認定 |
| 平成 23 年 3 月 22 日 | 計画変更認定申請 |
| 平成 23 年 3 月 31 日 | 計画変更認定 |
| 平成 24 年 3 月 23 日 | 軽微な変更に係る届出 |
| 平成 25 年 3 月 12 日 | 計画変更認定申請 |
| 平成 25 年 3 月 29 日 | 計画変更認定 |
| 平成 26 年 3 月 3 日 | 計画変更認定申請 |
| 平成 26 年 3 月 31 日 | 計画変更認定 |
| 平成 26 年 12 月 17 日 | 計画変更認定申請 |
| 平成 26 年 12 月 24 日 | 計画変更認定 |
| 平成 28 年 3 月 25 日 | 軽微な変更に係る届出 |
| 平成 29 年 3 月 31 日 | 軽微な変更に係る届出 |
| 平成 30 年 4 月 24 日 | 関係課協議 ・第二期計画に向けた協議 |
| 平成 30 年 7 月 23 日 | 津山市歴史的風致維持向上計画協議会長との協議 ・第二期計画に向けた協議 |
| 平成 30 年 8 月 22 日 | 津山市歴史的風致維持向上計画協議会長との協議 ・第一期最終評価について協議 |
| 平成 30 年 12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 18 日 | 市民意見募集 ・第一期最終評価(案)及び第二期計画(案) |
| 平成 30 年 12 月 21 日 | 津山市歴史的風致維持向上計画協議会 ・第一期計画の最終評価(案)及び第二期計画(案)の協議 |
| 平成 31 年 2 月 28 日 | 第一期計画の最終評価の提出及び第二期計画の認定申請 |
| 平成 31 年 3 月 26 日 | 「津山市歴史的風致維持向上計画」(第二期)の認定 |
| 令和 2 年 3 月 12 日 | 軽微な変更に係る届出 |
| 令和 3 年 2 月 25 日 | 計画変更認定申請 |
| 令和 3 年 3 月 15 日 | 計画変更認定 |
| <u>令和 4 年 2 月 25 日</u> | <u>計画変更認定申請</u> |
| <u>令和 4 年 3 月 29 日</u> | <u>計画変更認定</u> |